前田利家陣跡誘導展示造作工事業務委託仕様書

１　委託事業名

前田利家陣跡誘導展示造作工事業務委託

２　事業の目的

特別史跡「名護屋城跡並陣跡」を構成する前田利家陣跡では、遺構の真正性を前提に平面表示と説明板を中心とした整備を進めている。現地では遺構と地形に向き合いながら陣跡の姿を理解できるとともに、VR コンテンツを用いて往時の陣屋の様子を分かり易く体感することができることをコンセプトとした整備を実施している。

本業務は、こうした前田利家陣跡整備の効果を高めるため、来訪者が前田利家及び前田利家陣跡の歴史的背景、名護屋城跡における位置付け並びにその価値や特徴について理解を深めた上で現地を見学できるよう、名護屋城博物館内に展示物を整備するものである。

３　委託期間

契約締結日から令和９年３月 15 日まで

４　事業の概要

前田利家陣跡整備の一つとして名護屋城博物館の館内２か所に、前田利家および前田利家陣跡の解説、及び前田利家着用甲冑（複製品）、さらに陣跡誘導を行う展示コーナーを設計、造作、設置する。具体的な意匠、構成、材料等は、事業者の提案を踏まえて決定する。

５　委託金額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

６　業務委託内容

以下は想定する内容と参考寸法であり、提案の自由度を妨げるものではない。展示コーナーの規模、形状、素材、配置は、設置場所の条件と上限額の範囲で、事業者が自由に提案できる。

（１）展示コーナーＡ（ミニシアター前）

設置スペースの目安：横４００cm × 高さ１４０cm 程度

項目	想定する内容	数量・参考寸法等
コーナー看板	箔押し等、インパクトのあるもの。	一式
展示パネル	枚数・サイズ任意。来館者が見やすいサイズ・配置とし、耐ＵＶ、耐久性及び視認性に配慮した材料を用いること。 ・前田利家のプロフィール ・文禄・慶長の役と前田利家・陣跡 ・陣跡位置図及び現地案内 ・周辺史跡と見所マップ ２分の１程度は後日別途作成のため、空白のパネルにすること。	一式
照明	ＬＥＤ、設置数は上記を満たし上任意とする。電気配線を含む。	一式

（２）展示コーナーＢ（木下陣跡模型付近）

設置スペースの目安：横３００㎝ × 高さ２４０㎝ 程度

項目	想定する内容	数量・参考寸法等
コーナー看板	箔押し等、インパクトのあるもの。	一式
展示ケース	幅 100 ㎝、奥行 60 ㎝程度の平台及び甲冑展示ケース。いずれも耐ＵＶ性、安定性をもつもの。固定・可動式。甲冑展示ケースは展示が可能なサイズのもので甲冑のメンテナンスができるよう開閉部分を設けるなどすること。型式任意。	一式
展示パネル	枚数・サイズ任意。来館者が見やすいサイズ・配置とし、耐ＵＶ、耐久性及び視認性に配慮した材料を用いること。 次の内容を含むこと。 ・前田利家のプロフィール ・文禄・慶長の役と前田利家・陣跡 ・陣跡位置図及び現地案内 ・周辺史跡と見所マップ ２分の１程度は後日別途作成のため、空白のパネルにすること。	一式
照明	ＬＥＤ、設置数は任意とする。電気配線を含む。	一式
デジタルサイネージ	前田利家陣跡の紹介動画や発掘調査の様子を放映する。放映する動画の作成は不要。操作・調整マニュアルを作成すること。 本体は業務用・縦型・５５インチ・可動式・新品を設置し、動画等が放送できる状態まで調整を行う。	１台
甲冑の制作展示	丸武産業株式会社のホームページに掲載されている【Y-011】前田利家の金小札白糸素懸威胴丸具足の制作を依頼し、展示する。	１領 （制作会社 HP より甲冑サイズ：高さ 200×幅 60×奥行 70cm 程度）

（３）求める機能・配慮事項

- 記載内容、写真及び図版は、発注者支給データを使用すること。デザイン、レイアウトは事業者の提案による。
- 文字サイズ、配色等は、館内パネル、サインと親和性の高いものを用い、高齢者を含む多様な来館者への視認性に配慮すること。
- 展示コーナー全体の意匠は、周辺展示との調和に配慮すること。
- 安全性及び耐久性に配慮した構造とすること。
- 照明は、パネルが見やすい明るさを確保し、展示物が熱や紫外線により劣化しないようできる限り配慮すること。
- 前田利家陣跡の位置が分かる案内図を設置し、現地への経路や所要時間等を分かりやすく示すこと。必要に応じて二次元コード等による情報提供を行ってもよい。

７　提案の自由度

- 展示台やパネルの規模、形状、素材、構成は、本仕様書の想定にとらわれず提案できる。
- 本仕様書に記載のない効果的な取組（来館者の参加を促す工夫、陣跡への関心を高める仕掛け等）は、提案上限額内で実施できる範囲で提案できる。

・参加資格、提出書類、審査方法、スケジュール等は、別に定める募集要項による。

８　完了報告

業務完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。

・設計図面(設計図面・立面図・施工行程表)　一式
・完成写真　一式
・完成図面　一式
・取扱説明書（照明設備等）　一式
・デザイン・レイアウトデータ(adobe illustrator 形式)　一式

９　委託料の支払いについて

完了払いとする。

１０　特記事項

(1) 本業務の実施に当たり、第三者（当館及び受託者以外の者）が所蔵する、又は著作権を持つものがある場合は、権利に関する必要な処理を当館と協議のうえ適切に実施すること。
(2) 本業務において作成された成果物の著作権は、全て当館に帰属する。ただし、企画提案に応募した著作物の著作権は除く。
(3) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、協議内容について協議簿を作成し記録すること。
(4) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。